# 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)

最終改正:平成二八年二月五日厚生労働省令第一四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準を次のように定める。

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 訪問介護

第一節 基本方針(第四条)

第二節 人員に関する基準(第五条・第六条)

第三節 設備に関する基準(第七条)

第四節 運営に関する基準(第八条—第三十九条)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十条—第四十三条)

### 第三章 訪問入浴介護

第一節 基本方針(第四十四条)

第二節 人員に関する基準(第四十五条・第四十六条)

第三節 設備に関する基準(第四十七条)

第四節 運営に関する基準(第四十八条—第五十四条)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第五十五条—第五十八条)

## 第四章 訪問看護

第一節 基本方針(第五十九条)

第二節 人員に関する基準(第六十条・第六十一条)

第三節 設備に関する基準(第六十二条)

第四節 運営に関する基準(第六十三条—第七十四条)

#### 第五章 訪問リハビリテーション

第一節 基本方針(第七十五条)

第二節 人員に関する基準(第七十六条)

第三節 設備に関する基準(第七十七条)

第四節 運営に関する基準(第七十八条—第八十三条)

第六章 居宅療養管理指導

- 第一節 基本方針(第八十四条)
- 第二節 人員に関する基準(第八十五条)
- 第三節 設備に関する基準(第八十六条)
- 第四節 運営に関する基準(第八十七条—第九十一条)

## 第七章 通所介護

- 第一節 基本方針(第九十二条)
- 第二節 人員に関する基準(第九十三条・第九十四条)
- 第三節 設備に関する基準(第九十五条)
- 第四節 運営に関する基準(第九十六条—第百五条)
- 第五節 削除
- 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第百六条—第百九条)
- 第八章 通所リハビリテーション
  - 第一節 基本方針(第百十条)
  - 第二節 人員に関する基準(第百十一条)
  - 第三節 設備に関する基準(第百十二条)
  - 第四節 運営に関する基準(第百十三条—第百十九条)
- 第九章 短期入所生活介護
  - 第一節 基本方針(第百二十条)
  - 第二節 人員に関する基準(第百二十一条・第百二十二条)
  - 第三節 設備に関する基準(第百二十三条・第百二十四条)
  - 第四節 運営に関する基準(第百二十五条—第百四十条)
- 第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
  - 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百四十条の二・第百四十条の三)
  - 第二款 設備に関する基準(第百四十条の四・第百四十条の五)
  - 第三款 運営に関する基準(第百四十条の六―第百四十条の十三)
  - 第六節 削除
- 第七節 基準該当居宅サービスに関する基準(第百四十条の二十六—第百四十条の三十二)
  - 第十章 短期入所療養介護
    - 第一節 基本方針(第百四十一条)
    - 第二節 人員に関する基準(第百四十二条)
    - 第三節 設備に関する基準(第百四十三条)
    - 第四節 運営に関する基準(第百四十四条—第百五十五条)
- 第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百五十五条の二・第百五十五条の三)
- 第二款 設備に関する基準(第百五十五条の四)
- 第三款 運営に関する基準(第百五十五条の五―第百五十五条の十二)
- 第十一章 削除
- 第十二章 特定施設入居者生活介護
  - 第一節 基本方針(第百七十四条)
  - 第二節 人員に関する基準(第百七十五条・第百七十六条)
  - 第三節 設備に関する基準(第百七十七条)
  - 第四節 運営に関する基準(第百七十八条—第百九十二条)
- 第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並 びに設備及び運営に関する基準
  - 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百九十二条の二・第百九十二条の三)
  - 第二款 人員に関する基準(第百九十二条の四・第百九十二条の五)
  - 第三款 設備に関する基準(第百九十二条の六)
  - 第四款 運営に関する基準(第百九十二条の七一第百九十二条の十二)
  - 第十三章 福祉用具貸与
    - 第一節 基本方針(第百九十三条)
    - 第二節 人員に関する基準(第百九十四条・第百九十五条)
    - 第三節 設備に関する基準(第百九十六条)
    - 第四節 運営に関する基準(第百九十七条—第二百五条)
    - 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二百五条の二・第二百六条)
  - 第十四章 特定福祉用具販売
    - 第一節 基本方針(第二百七条)
    - 第二節 人員に関する基準(第二百八条・第二百九条)
    - 第三節 設備に関する基準(第二百十条)
    - 第四節 運営に関する基準(第二百十一条—第二百十六条)

附則

## 第一章 総則

## (趣旨)

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下

「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの 事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準 に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都 道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定 都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下 「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が 条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条、第四十一条、第五十条第四号(第五十 八条において準用する場合に限る。)、第五十五条、第五十六条、第百六条、第百七条、 第百三十条第六項(第百四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第百四十条の 二十七、第百四十条の二十八、第百九十五条(第二百六条において準用する場合に限る。) 及び第二百五条の二の規定による基準
- 二 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百四十条の三十第一項第一号及び第 二項第一号口の規定による基準
- 三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十三条、第五十八条、第百九条及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第九条(第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第三十三条(第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第三十七条(第四十三条、第五十八条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第四十二条の二、第百四条の二(第百九条において準用する場合に限る。)、第百二十五条第一項(第百四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第百二十八条第四項及び第五項(第百四十条の三十二において準用する場合に限る。)並びに第百三十条第七項(第百四十条の三十二において準用する場合に限る。)が正第百三十条第七項(第百四十条の三十二において準用する場合に限る。)の規定による基準
- 四 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都 道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百四十条の二十九の規定による 基準
- 五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第百十一条、第百二十一条、第百二十二条、第百三十条第六項、第百四十条の八第七項、第百四十条の十一の二第二項及び第三項、第百四十二条、第百五十五条の十の二第二項及び第三項、第百七十五条、第百七十六条、第百九十二条の四、第百九十二条の五、第百九十四条、第百九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

- 六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十二条第一項、第百二十四条第三項第一号及び第六項第一号口、第百四十条の四第六項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)、第百四十三条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第百五十五条の四第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第二条の規定による基準
- 七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八 十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第二百五条及び第二百十六条において準 用する場合を含む。)、第九条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第 百五条、第百五条の十九、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する 場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第 二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第二十五条、第三十三条(第 五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第 百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二に おいて準用する場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第 二百十六条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第五十四条、第七十四条、第 八十三条、第九十一条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場 合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百 九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を 含む。)、第六十九条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、 第七十一条、第百四条の二、第百五条の八第一項、第百二十五条第一項(第百四十条の十 三及び第百五十五条(第百五十五の十二において準用する場合を含む。)において準用す る場合を含む。)、第百二十八条第四項及び第五項、第百三十条第七項、第百四十条の七 第六項及び第七項、第百四十条の八第八項、第百四十六条第四項及び第五項、第百四十 八条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百五十条第六項、第百五 十五条の六第六項及び第七項、第百五十五条の七第七項、第百七十八条第一項から第三 項まで、第百七十九条第一項(第百九十二条の十二において準用する場合を含む。)及び 第二項(第百九十二条の十二において準用する場合を含む。)、第百八十三条第四項(第百 九十二条の十二において準用する場合を含む。)及び第五項(第百九十二条の十二におい て準用する場合を含む。)並びに第百九十二条の七第一項から第三項までの規定による基

八 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県 が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百二十三条(第百四十条の五において 準用する場合を含む。)の規定による基準

九 法第四十二条第一項第二号又は第七十四条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十二条第二項各号及び第七十四条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

#### (定義)

- 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定 する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用 に係る対価をいう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生 労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに 要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。) をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用 者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に 係る指定居宅サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス をいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

## (指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域 との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者 その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなら ない。

## 第五章 訪問リハビリテーション

## 第一節 基本方針

#### (基本方針)

第七十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

## (従業者の員数)

- 第七十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)を置かなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者 (指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準 第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業 とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項 に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第三節 設備に関する基準

#### (設備及び備品等の要件)

第七十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでな

ければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の 指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハ ビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について は、指定介護予防サービス等基準第八十条第一項に規定する設備に関する基準を満たす ことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第四節 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

- 第七十八条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問 リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪 問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第 一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のう ち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差 額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選 定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーション を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

- 第七十九条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止 に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、 利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- 四 それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、 医師に報告する。
- 五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

## (訪問リハビリテーション計画の作成)

- 第八十一条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当 該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第百十一 条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、

かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### (運営規程)

- 第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所 ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において 「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
- ー 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

#### (記録の整備)

- 第八十二条の二 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなけれ ばならない。
- ー 訪問リハビリテーション計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録
- 三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

#### (準用)

第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十 六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び 第六十四条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合 において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心 身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。